

平成 31 年度事業計画

(社会福祉法人静岡県共同募金会)

第 1 基本的事項

■「赤い羽根」は定着しているが、実態が見えにくくなっている

赤い羽根共同募金運動は、昭和 22 年に国民一人一人が助け合いの精神で取り組む「国民たすけあい運動」として開始され、以来、NHK 歳末たすけあい、地域歳末たすけあい募金と裾野を広げて 70 数年にわたり継続されてきた。この間、本県においても、多くの募金ボランティアの皆さんのご尽力により寄付金総額はおよそ 299 億円に上り、赤い羽根共同募金の助成によって、それぞれの時代における福祉課題の解決を支援し、地域福祉の推進に大きく寄与し、「赤い羽根」は広く国民の間で定着してきた。

しかし、近年は個人、企業における社会貢献意識の高まりにより社会貢献のしくみが多様化したこと、加えて、赤い羽根共同募金は、募金方法や助成内容が固定化し、寄付者からその実態が見えにくくなり、寄付金額は平成 7 年度をピークに減少してきている。

■「赤い羽根」のニーズは依然拡大している

一方で、人口減少、高齢化の進行や流動化する社会・経済情勢を背景に、地域・家庭・職場など身近な生活領域での支え合いの基盤が弱まり、地域の福祉的課題は生活困窮、社会的孤立など、複雑・多様化してきている。また、頻発する地震や洪水等の自然災害時に、被災者支援や災害ボランティア活動の迅速な支援のためにも、赤い羽根共同募金への資金ニーズは依然として拡大している。

■共同募金運動の運動性の再生を目指す

本年度、本会では、全国共通テーマ「地域から孤立をなくそう」を達成するために、「参加と協働による『新たなたすけあい』の創設」を謳う共同募金運動 70 周年答申実現のための具体的な取組を継続するとともに、次の 5 本柱（重点方針）に沿って活動を展開し、共同募金運動の運動性の再生を目指す。

① 募金増額のための新たな募金手法への挑戦

従来からの募金手法である戸別募金等とともに、使途選択募金の展開、寄付つき商品の開発、社会貢献型自動販売機の設置、インターネット募金、遺贈の受入など新たな募金手法に挑戦する。

② 助成活動「使途の見える化」

地域福祉活動の資金ニーズを的確に把握し、既存のサービスでは対応できない時代に即した助成メニューの追加、助成基準の明確化を行うとともに、「ありがとうメッセージ」の活用など使途の見える化に努め、助成が募金につながるしくみを目指す。

③ 「赤い羽根」を通じた寄付文化の醸成

社会貢献意識が高まる中、「赤い羽根」の知名度を活かし、学校、自治会、企業（CSR 活動）等に対して広報用 DVD 等を活用した広報や、イベント等での寄付機会の提供を行うことにより、募金活動への参加を促し、寄付文化の醸成を図る。

④ 社会福祉協議会との連携強化

募金活動及び助成活動で大きな役割を果たしている県及び市町社会福祉協議会との連携を密にして、共同募金運動の活性化や運用改善に取り組む。

⑤ 組織の活性化と開かれた組織

運動性の再生を図るため、自らも機能強化を図るとともに、市町共同募金委員会の組織の強化などを支援する。経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性を図り、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。

第2 募金活動

地域の諸課題を解決するための福祉活動を推進するため、あらかじめ地域福祉活動を行う団体等から要望を取りまとめたうえで、使いみち（助成計画）や目標額（募金計画）を定めて募金活動を展開する。

1 社会的ニーズの把握

(1) 県及び市町社会福祉協議会との連携

地域福祉を推進する上で、財源を担う本会と実践する社会福祉協議会とは車の両輪に称されることから、緊密な連携を図りに共通認識の形成に努める。

県社会福祉協議会	社会福祉法第 119 条に基づく目標額、助成の範囲に対する意見を求める。
市町社会福祉協議会	市町社会福祉協議会事務局長会議、事務担当者会議、現況調査を通じて地域福祉活動母体としての市町社会福祉協議会との意見交換を行う。 ・市町共同募金委員会の審査機能の充実 ・共同募金助成事業の地域福祉活動計画への反映

(2) 助成施設団体等との意見交換

助成先が抱える福祉課題について、共同募金の助成を通じて課題解決が図られるよう、現地調査の際に意見交換を行い、現状と社会的ニーズの把握に努める。

2 助成要綱の制定・周知

社会的ニーズを踏まえ、助成対象となる活動主体・事業・経費等、助成条件、応募方法、審査方法等を明文化した助成要綱を作成し、多くの団体等が応募できるよう幅広く周知する。

3 助成申請の受付

募集案内を県民・団体等が閲覧できるよう本会ホームページに掲載するとともに、関係福祉団体等へ送付して、活動主体が計画する福祉活動への助成申請を受け付ける。

4 助成計画及び募金計画（目標額）の策定

(1) 助成申請に基づき助成計画を策定し、助成計画に経費を加えた額を募金計画（目標額）に設定する。

目標額区分		内 容
(1) 一般募金 目標額	地域目標額 (地域福祉活動)	市町社会福祉協議会が主体的に取り組む地域福祉活動(地域福祉活動計画による事業計画)に対する助成計画に事務費を加え、市町共同募金委員会が設定
	広域目標額 (広域福祉活動)	福祉施設・団体の機器整備、広域の福祉団体の福祉活動などに対する助成計画に事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案して、本会が設定
	使途選択募金 目標額	参加団体の申請額など基に、諸般の状況を勘案して本会が設定
(2) 地域歳末たすけあい募金目標額		市町社会福祉協議会が年末年始に実施する贈呈事業などの支援活動に対する助成計画に事務費を加え、市町共同募金委員会が設定
(3) NHK歳末たすけあい目標額		福祉施設・団体が行う年末年始の施設利用者等への支援活動、進学等自立支援事業に対する助成計画に事務費を加え、前年度実績額を勘案し、本会が設定

5 広報・啓発活動

(1) 街頭募金キャンペーンによる広報

赤い羽根共同募金運動の開始を広く広報するために、10月1日の運動開始日を中心に、県内各地で街頭キャンペーンを開催する。

(2) 広報用DVD、チラシ、ポスターなど広報資材による広報

広報用DVD、ロゴマークを活用したチラシ、パンフレット、ポスター等を活用し、募金ボランティアを中心に、地域、法人、学校、職場、助成先など様々な場所で広報を行うとともに、関係団体等の広報紙への掲載も含め、広く県民に周知する。

(3) 報道機関による広報

- ① 募金運動の活動計画、助成結果を報道機関に随時提供し、広報を依頼する。
- ② 民間放送局に、運動開始用のテレビスポット・ラジオスポット（中央共同募金会制作）を提供し、広報を依頼する。
- ③ 日本放送協会に、NHK 歳末たすけあいの報道を中心とした広報を依頼する。

(4) ホームページによる広報

- ① 助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して使途の見える化を図る。
- ② 助成要綱、申請用紙などをダウンロードできる仕組みを充実する。
- ③ 募金協力企業等を掲載し企業の社会貢献活動をアピールする。

(5) 地元プロサッカーチームの協力による広報

- ① ポスターへのチームマスコット掲載を依頼する。
- ② チャリティグッズの提供、試合会場での募金活動への協力を依頼する。

(6) ありがとうメッセージの浸透と顕彰

- ① 本会作成の各資材には、ありがとうメッセージを掲載し、配布する。
- ② 本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、顕彰規程により表彰する。
- ③ 高額寄付者には、その金額に応じて感謝状を贈呈する。

(7) 税制上の優遇措置の周知

税制上の優遇措置を広く周知し、共同募金運動への協力を促す。

6 寄付依頼活動（募金活動）

厚生労働大臣の指定を受け、平成31年10月1日から平成32年3月31日までの6カ月間、国民たすけあい運動として次のとおり募金活動を実施する。

(1) 赤い羽根共同募金（10月1日～翌年3月31日の6カ月間）

① 一般募金（10月1日～12月31日の3カ月間）

区 別	対 象	方 法
戸別募金	各世帯	募金ボランティアが各家庭を訪問して、募金を依頼（自治会、町内会に依頼）
法人募金	企業	共同募金委員会役職員、民生委員・児童委員などの募金ボランティアによる訪問又はダイレクトメールにより募金を依頼
街頭募金	通行人	駅前、商店街などで、通行人に募金を依頼
学校募金	児童生徒	福祉教育を目的とした学校内での募金を依頼
職域募金	従業員	事業所などを訪問し職場内での募金を依頼
店頭募金	来店者	店舗等への募金箱設置を依頼
助成先	利用者・職員	街頭・イベント募金、職域募金、自動販売機設置での募金を依頼

【募金に当たっての留意事項】

- ・戸別募金の依頼にあたり、地域に対し丁寧に地域の福祉課題を解決するための募金であることを説明する。
- ・戸別募金において募金に協力している地縁組織、募金ボランティア等に共同募金の活用事例等（成果報告、感謝など）の情報提供を行う。
- ・民生委員児童委員協議会、自治会連合会、商工団体、業界団体、教育関係団体等の会議に積極的に出向き、募金活動への協力依頼と助成成果の報告に努める。
- ・既助成先に対しては、助成による成果等のPRを兼ね、「赤い羽根サポーター」として、募金活動への積極的な参加を要請する。

- ② 使途選択募金（テーマ型募金）（平成32年1月1日～3月31日の3カ月間）
一般募金終了後、参加団体が福祉課題の解決に向けた具体的なテーマを定め、当該活動の財源を確保するために、共同募金運動を通じて自らが寄付を呼び掛ける使途選択募金を実施する。※寄付者が使いみちを選べる新しいタイプ募金活動

(2) 地域歳末たすけあい募金（12月1日から12月31日までの1カ月間）

12月に、使途を年末・年始支援資金の助成と明確にして取り組む地域歳末たすけあい募金を一般募金と同様の方法で実施する。

(3) NHK歳末たすけあい（12月1日から12月25日までの25日間）

12月に、日本放送協会、中央共同募金会、NHK厚生文化事業団の共催により募金活動を実施する。

- ・日本放送協会は番組を編成し、寄付を呼び掛けるとともに、結果を公表する。
- ・中央共同募金会は、前年度寄付者にダイレクトメールを発送する。
- ・本会は、日本放送協会放送局の窓口と金融機関窓口で寄付金を受け付ける。

(4) 年間を通した寄付の受入

自動販売機	飲料の購入により、設置者と販売会社等からの寄付
店頭	募金箱による寄付
寄付つき商品	商品の購入により、販売会社等から売上の一部を寄付
インターネット募金	ふるさとサポート募金などインターネットを通じた募金（クレジットカード）
物品寄付	物品による寄付（物品を金額換算）
遺贈・相続寄付	遺言による寄付、相続財産の寄付

7 寄付金の管理

- (1) 金融機関を通じて迅速確実な方法による送金の実施
- (2) 市町共同募金委員会の現況調査の実施
- (3) 会長名領収書の適正な管理

第3 助成活動

助成活動を通じて福祉課題の解決を図るとともに、社会の新たな課題を発見し、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与するため静岡県共同募金会助成要綱に基づき助成活動を展開する。

1 助成メニュー

※【70周年記念助成事業】

募金区分	助成区分	対象団体等	対象事業
一般募金	1. 地域福祉活動支援事業	・市町社会福祉協議会 ・広域(複数市町域)の福祉、更生保護活動団体等	・平成32年度に福祉サービス、更生保護を必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備
	2. 福祉施設機器整備事業	・社会福祉施設 ・更生保護施設 〔認可(指定)施設 認可外施設〕	・平成32年度に施設による福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等(当年度機器整備) ※ ・平成31年度に認可(指定)施設を創設又は増改築する際に係る機器整備 《平成31年度事業までの時限メニュー》
	3. こども食堂誕生日会・授産製品応援事業	・障害者の就労を支援する団体	・平成32年度に就労継続支援事業所等が製造するケーキ・焼き菓子等をこども食堂の誕生日イベントに、届る活動 《平成34年度事業までの時限メニュー》
	4. 使途選択募金	・福祉活動、更生保護活動団体等	・平成32年度に福祉課題を解決するための活動
地域歳末たすけあい募金	5. 地域歳末たすけあい事業(地域福祉活動支援事業)	・市町社会福祉協議会	・平成31年度見舞金贈呈事業 ・平成31年度年末年始時期の支援事業
NHK歳末たすけあい	6. NHK歳末たすけあい事業(地域福祉活動支援事業)	・福祉、更生保護団体	・平成31年度年末年始支援活動
		・福祉施設、更生保護施設	・平成31年度年末年始施設利用者支援
		・社会的養護団体	・平成32年度進学等自立支援
	7. 災害緊急助成事業	・助成要綱等に規定する助成を受ける資格を有する施設、団体 ・罹災者(低所得者等)	・災害緊急助成実施要領第1条に規定する地震、火災、風水害等の非常災害その他緊急の事態に機動的に対処するための助成を行う。 (1)地震、火災、風水害等の非常災害により被災したものの復旧及び修理に要する経費 (2)災害による罹災者(低所得者等)に対する見舞金 (3)静岡県共同募金会災害支援制度実施要領の対象にならない災害における次の活動経費 ①ボランティア活動に係る経費 ②災害ボランティアセンター、ボランティア団体(以下、「NPO」を含む。)の活動拠点事務所に係る経費 (4)災害ボランティア活動用資機材購入費※ 《平成31年度事業までの時限メニュー》

2 助成審査

寄付者の意思を助成事業に反映させるため、助成金の使いみちの透明性の向上を図り、効果的な助成活動に努める。

(1) 地域福祉活動支援事業の「使途の見える化」

共同募金の助成を受けて行う市町社会福祉協議会の地域福祉活動支援事業では、「使途の見える化」を図るため、助成基準の明確化を行い、市町社会福祉協議会に対して支援対象者への直接支援ではない事業の削減に努めるよう求める。

(2) 現地調査の実施

助成申請内容、活動主体の活動状況等を、把握するため原則として配分委員による現地調査を行う。

(3) 配分委員会の承認

社会福祉法第115条による配分委員会を開催し、助成について承認を得る。

(4) 助成決定

配分委員会の承認後、理事会において助成の決定を行う。

なお、助成金の決定にあたっては、助成金交付説明会を行い、事業主体に対し共同募金の目的・対象・使途等の徹底と募金活動への参画を促す。

3 助成活動の効果測定

- (1) 機器整備費については、助成先から使途指定事業の完了後直ちに「使途実施報告書・交付請求書」の提出を受け、実施内容について書面又は実地調査を行う。
- (2) ソフト事業（事業費）については、助成事業完了後1カ月以内に助成先から「精算報告書」の提出を受け、実施内容について書面又は実地調査を行う。
- (3) 市町社会福祉協議会については、「使途の見える化」を図るため、助成事業の実施状況について現況調査を行う。

4 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基づき適正な運用を図る。

5 民間社会福祉資金の総合調整

- (1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務受託
- (2) 各種助成団体の補助、助成についての情報提供

第4 災害等への対応

1 災害たすけあいの実施

災害が発生し災害救助法が適用された場合は、必要に応じ関係機関との協力のもとに災害たすけあいを実施し、義援金の受入れ及び送金に関する業務を行う。

2 災害等準備金の積立及び助成・拠出

- (1) 災害救助法等の対象となる災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。

- (2) 災害等準備金による助成及び被災県への拠出は、全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」、「災害支援制度の細目及び基準」に基づき、迅速かつ適切に支援を実施する。

3 緊急等助成資金による助成

災害準備金の対象とならない地震、火災、風水害等の自然災害その他緊急事態等に機動的に対処するため、緊急等助成資金を活用し助成する。

なお、緊急等助成資金の積立額を適正規模（約 100,000 千円）とするため、この資金を原資とする次の 2 助成事業を、70 周年記念助成事業（平成 31 年度までの時限事業）として実施する。

- | |
|---------------------|
| ① 福祉施設機器整備（当年度機器整備） |
| ② 災害ボランティア活動用資機材助成 |

第5 その他の活動

1 70 周年答申・推進方策への対応

平成 28 年度、中央共同募金会は、募金活動の運動性の再生を謳う 70 年答申への対応を定めた推進方策において、今後 3 年間で達成する重点共通の目標を掲げ、その実現のため、中央共同募金会、都道府県共同募金会と市町共同募金委員会はそれぞれ具体的な取り組みを行うこととした。

本会では、重点目標達成のため、平成 28 年度から 3 年間は下記のとおり取り組んだが、平成 31 年度も継続して取り組む。

(1) 重点目標

【推進方策における都道府県共同募金会の重点目標】

- | |
|---------------------------|
| ①運動性の再生に向けた市区町村共同募金委員会の支援 |
| ②都道府県共同募金会の機能強化 |

(2) 具体的な取り組みの内容と指標

実施項目	具体的な取り組み内容	推進の指標（目標）
①組織の改革	市町共同募金委員会会長、事務局長、担当者を対象とした勉強会の開催	開催回数（年 1 回）
	市町共同募金委員会への多様な人材の参画を促進	商工会議所、商工会への参加要請（年 1 回）
②助成計画の見直し	公募助成の拡大（使途選択募金の一般公募、助成先の発掘）	使途選択募金の参加団体数（15 件）
③募金の見直し	新たな募金ツールの開発・検討（テーマ型、寄付付き商品、社会貢献型自販機）	社会貢献型自販機の設置台数（700 台）
④助成の見直し	市町社会福祉協議会助成事業の助成基準の明確化に向けた現況調査の実施	現況調査箇所数（年 7 箇所）
⑤その他	民生委員児童委員協議会に対して、民生委員制度 100 周年記念大会での「共同募金推進決議」の依頼	決議採択済み

(3) 進捗管理

取り組みの実効性を担保するため、毎年度、推進の指標（目標）の達成状況を理事会に報告し、進捗管理を行うとともに、取り組み内容と指標の見直しを行う。

2 法人運営

(1) 法人の適正な運営

定款及び諸規程に基づき、理事会、配分委員会を開催し、着実に事業計画を推進するとともに、評議員会、監事監査を開催し、法人の適切な運営を図り、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。

特に、評議員会が原則年 1 回の開催になったことから、適時適切に、募金運動の状況や本会の運営等に関する情報を評議員に提供する。

(2) 情報公開の推進

国民に対する説明責任を果たすため、定款、事業計画書等を新たに閲覧に供するとともに、計算書類等、現況報告書、役員報酬基準を公表する。情報公開の請求がなされたときは、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。

(3) 関係機関との連携・協調

① 中央共同募金会主催の研修会・全国ミーティングと関東ブロック都県研究会等へ職員を参加、派遣し、情報収集、意見交換を行う。

② 県及び県内各市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。

特にブロック社会福祉協議会連絡会との意思疎通と意見交換を積極的に行い、募金と助成の好循環による円滑な運営に努める。

(4) 事務事業合理化の推進

事務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き事務の合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。

(5) 会計事務の適正な執行

法人の財政状態及び収支の状況を正確かつ明瞭にし、内部牽制を励行することで、寄付者を含む関係者の負託に応えられるように努める。

また、経理事務・財務管理については、経理規程により適切に執行するとともに、公認会計士の指導・監査を受ける。

(6) 法人運営の安定化

安定的な法人運営を行うため、次の積立を行う。

区分	目 的
資産更新積立	有形、無形減価償却資産の減価償却相当額（経理規程による定額法）
運営費積立	指定寄付金手数料により、本会の財政基盤強化と安定を図るため
運動費積立	翌年度の運動にかかる経費に充てるため（本会及び市町共同募金委員会）

平成 31 年度スケジュール

年月	募金活動	助成活動	その他の活動	会議等
4		申請受付開始 (福祉施設、広域団体、 こども食堂授産応援、 使途選択)		中央：都道府県共同募金会職員研 修会(22～24 日)
5		申請受付開始 (社協) 助成計画作成	募金・助成結果 公告	本会：監事監査(17 日) 本会：理事会(27 日) 中央：赤い羽根全国ミーティング (30～31 日)
6		配分委員会の開催 当年度機器整備現地調 査	募金・広報 資材作成・購入	本会：評議員会(20 日) 本会：理事会(20 日) 中央：評議員会(24 日)
7		募金計画・目標額設定 使途選択募金参加団体 決定 当年度機器整備助成決 定	寄付依頼の開始	本会：理事会(11 日) 中央：都道府県共同募金会常務理 事事務局長会議(9～10 日)
8			募金・広報資材 の発送	本会：市町事務担当者打合会
9		申請受付開始(NHK 歳末)	募金計画公告	
10	【共同募金運動】 (10/1～12/31) 街頭キャンペーン (10/1)			静岡県健康福祉大会(24 日)
11				中央：都道府県共同募金会職員研 修会(13～15 日) 全国社会福祉大会(22 日)
12	【地域歳末たすけあ い募金】(12/1～31) 【NHK 歳末たすけ あい】(12/1～25)	地域歳末たすけあい、 NHK 歳末たすけあい 助成決定		
1	【使途選択募金】(1/1 ～3/31)	申請受付開始(災害ボ ランティア資機材) 配分委員現地調査 (一般募金)		
2		配分委員会開催 (助成承認)	市町共同募金委 員会仮決算	中央：都道府県共同募金会常務 理事事務局長会議(10 日)
3		一般募金、災害ボラ ンティア資機材助成決定 助成金交付説明会	決算	本会：理事会(12 日) 中央：評議員会(5 日) 本会：市町事務担当者打合会
通年	自動販売機・募金箱 各募金活動団体会議 での依頼活動(随時)			市町社会福祉協議会ブロック会 議への参加(随時)